

政令第六十六号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三十九條の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令（平成元年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第五條の見出しを「（連結情報提供に係る手数料の額）」に改める。

本則に次の一條を加える。

（調剤済みとなった電子処方箋の保管に係る手数料の額）

第七條 法第三十九條の二第二項の規定により社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法第四十五條第五項に規定する国民健康保険団体連合会が徴収することができる手数料の額は、法第三十九條の二第二項に規定する業務の委託に係る薬局一施設ごとに年額二千五百円とする。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

理由

社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会による調剤済みとなった電子処方箋の保管に係る手数料の額を定める必要があるからである。